

佐賀県職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第7号

佐賀県職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則(平成21年佐賀県人事委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第7号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。